

京都動物愛護センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第128号

京都動物愛護センター条例施行規則の一部を改正する規則

京都動物愛護センター条例施行規則の一部を次のように改正する。

第6条本文中「申請は、」の右に「トリミングルーム又は」を加え、「(以下「専用使用」という。)又は専用使用と併せて使用するトリミングルーム」及び「トリミングルーム(専用使用と併せて使用するものを除く。)又は」を削る。

別表を次のように改める。

別表(第1条関係)

区 分	開 所 時 間	休 所 日
センター(ドッグランを除く。)	午前9時から午後5時まで	木曜日(木曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後最初に到来する休日でない日)並びに1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
ドッグラン	1月4日から3月31日まで及び1月1日から12月28日まで	午前10時から午後4時まで
	4月1日から6月19日まで及び9月20日から10月31日まで	午前9時から午後5時まで

第3号様式1注以外の部分中

「

使用する時間	時から 時まで
--------	---------

を

」

「

使用する日	年 月 日 ( 曜日)
使用する時間	時から 時まで

に改め、同

」

様式2注以外の部分中

「

トリミング グループ	使用の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	使用する時間	時から 時まで
	使用する人数	人
	動物の種類	<input type="checkbox"/> 犬 <input type="checkbox"/> その他 ( )
	動物の数	頭
	特別の設備の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

を

」

削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課)